## 9 計画の推進

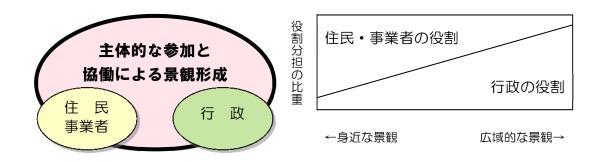
### 9-1 基本的な考え方

景観づくりのテーマに沿った取り組みを進める上では、住民や事業者、行政が主体的に その責務を果たしつつ、相互に連携し合っていくことが重要となります。

このため、住民・事業者、行政が協力し合うための基盤となる「推進体制づくり」、行政による「住民などの主体的な景観づくりへの支援」、町全体として総合的で統一的な景観づくりを進めるための基本認識となる「ルールづくり」の3つを柱に計画を進めることとします。

「身近な景観は住民・事業者が主体に」「町全体の景観形成や地域間の調整は町が主体に」 といった、住民・事業者と行政それぞれの役割分担を明確にした「誰もが協力し合う景観形 成」を基本とします。

図9-1 計画の推進の基本的な考え方





#### 9-2 景観形成の推進方策

## (1)「推進体制づくり」に向けた方策

- 〇行政区や商工会などの組織、農地や樹林地、道路・河川や公園といった公共空間の維持管理などのボランティア、建築や都市計画、環境などの専門家、NPO などの組織との連携強化を図ります。
- 〇住民などの発意による地域独自のルールの提案を行うことのできる組織として、住民などによる「景観形成団体」の設立とその活動を支援します。
- 〇景観計画の効果的な推進には、庁内の様々な行政分野の総合的、一体的な取組が求められるため、諸案件の連絡調整や情報交換による庁内の推進体制の強化を図ります。
- 〇住民、事業者と行政の、連絡調整・情報交換を通じた効果的な連携を確保するため、協 働の場となる組織の設置を検討します。

### (2)「住民などの主体的な景観づくりへの支援」に向けた方策

- ○住民などの主体的な景観づくりを支援するため、景観計画の周知、景観づくりに関わる情報の提供、景観づくりに関わるイベントの開催・講座などの実施、表彰制度の導入など、意識を高めるためのプログラムの実施を検討します。
- ○景観づくりの専門家の派遣などの技術的支援や、良好な景観形成に取り組む住民・事業者などに対する助成制度の導入を検討します。

### (3)「ルールづくり」に向けた方策

#### 1景観条例の制定

○景観の将来像の実現に向けた全町の統一的、総合的なルールを設定するため、景観法に基づく規定(委任規定)とともに、景観法にはない規定で、町固有の問題点や課題に対応するために必要な規定(独自規定)を加えた景観条例を制定します。

なお、主な独自規定の内容は、次のとおりです。

- < 既存建築物などに対する良好な景観形成への配慮を要請する制度の導入>
  - ・空き家や空き店舗など、良好な景観を著しく阻害していると認める空地、建築物又は 工作物などについて、良好な景観の形成に配慮した有効利用又は管理を要請すること を可能とする制度を、景観条例に定めるものとします。

#### <事前協議制度の導入>

・良好な景観に対する価値観は多様であり、良好な景観形成を進めるためには、基準による定型的な審査だけでなく、住民・事業者・行政の協働による創意工夫が不可欠といえます。このため、景観法に基づく届出の前に協議の場を設ける事前協議制度を、景観条例に定めるものとします。

・なお、事前協議制度の導入を前提とした、届出、審査、適合通知、着工に至る手続き、 手順を次のように想定します。

建築主・設計者など(事業者) 景観担当 建築物などの計画 計画事前相談 • 現地確認 事前協議書の提出 • 関係課意見調整 ・ 専門家や有識者意見調整 条例に基づく協議 (必要な場合) 事業者と行政による協議 計画の修正、実施設計 開発行為の申請手続き 事前協議確認書の交付 景観法第16条の届出 建築確認申請手続き 届出・審査(30日以内)景観法に基づく 景観形成基準による審査 勧告 適合通知 変更命令 着工 着工後のパトロール 竣 I 写真などの提出・竣工検査

図9-2 事前協議及び景観法の届出・審査の流れ

#### ②地域独自のルールづくり

- ○地域の特性を活かした良好な景観形成を進めるため、各ゾーン一律の方針及び基準を踏まえつつも、独自の方針及び基準によって景観づくりの誘導を可能とする重点景観形成 ゾーンの指定のほか、景観地区や景観協定など、景観法に規定のある制度の活用を検討します。
- 〇住民を主体とした様々な取り組みが進み、地域独自の景観形成方針や景観形成基準、景観地区、地区計画、景観協定などが定められる場合は、これらの考え方を反映させるため、適切な時期に景観計画を見直します。
- 〇地域の景観形成方針を捉え、用途地域の指定や変更、高さの最高限度を定める高度地区 の指定など、必要に応じて都市計画の指定・見直しを検討します。

# 玉村町景観計画

平成30年12月発行

**発 行:** 玉村町

編 集:玉村町 都市建設課

〒370-1192 群馬県佐波郡玉村町大字下新田 201

TEL 0270-65-2511 (代表)

FAX 0270-65-2592

URL http://www.town.tamamura.lg.jp/



玉 村 町